

第148回通常総会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

第 1 4 8 回通常総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 2 月 2 1 日 (金) 1 3 時 2 7 分～1 4 時 2 2 分

2. 場 所 アップルパレス青森 3 階 「ねぶたの間」

3. 出席者

青 森 県	青 森 市	黒 石 市	十 和 田 市
つ がる 市	平 川 市	平 内 町	外 ヶ 浜 町
今 別 町	蓬 田 村	鱒 ヶ 沢 町	深 浦 町
藤 崎 町	大 鰯 町	田 舎 館 村	板 柳 町
鶴 田 町	中 泊 町	野 辺 地 町	六 戸 町
横 浜 町	東 北 町	六 ヶ 所 村	大 間 町
風 間 浦 村	佐 井 村	三 戸 町	五 戸 町
南 部 町	新 郷 村	医 師 国 保 組 合	

4. 欠席者

弘 前 市	八 戸 市	五 所 川 原 市	三 沢 市
む つ 市	西 目 屋 村	七 戸 町	お いら せ 町
東 通 村	田 子 町	階 上 町	

5. 事務局

奈良事務局長外 1 2 名

6. 提出議案

- (1) 議案第 1 号 令和元年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計補正予算 (案) の件
- (2) 議案第 2 号 令和元年度青森県国民健康保険団体連合会後期高齢者
医療事業関係業務特別会計補正予算 (案) の件

- (3) 議案第3号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会
事業計画(案)の件
- (4) 議案第4号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計予算(案)の件
- (5) 議案第5号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計予算(案)の件
- (6) 議案第6号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会
職員退職手当特別会計予算(案)の件
- (7) 議案第7号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会
国保新聞等特別会計予算(案)の件
- (8) 議案第8号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会第三者行為
損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算(案)の件
- (9) 議案第9号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会レセプト
電算処理システム準備積立金特別会計予算(案)の件
- (10) 議案第10号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計予算(案)の件
- (11) 議案第11号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会
障害者総合支援法関係業務等特別会計予算(案)の件
- (12) 議案第12号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計予算(案)の件
- (13) 議案第13号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算(案)の件
- (14) 議案第14号 令和2年度青森県国民健康保険団体連合会特定健康
診査・特定保健指導等事業特別会計予算(案)の件
- (15) 議案第15号 青森県国民健康保険団体連合会理事の補充選任(案)の件

中 田 総 務 課 長	第 1 4 8 回通常総会の開会を告げた。 (とき：1 3 時 2 7 分)
小 野 寺 理 事 長	主催者挨拶。(要旨別紙)
奈 良 事 務 局 長	議長の選出について、慣例に従い事務局から指名することに異議がないかを諮ったところ全員異議なく、元県町村会会長の六戸町長 吉田 豊 氏を選任した。
議 長	就任挨拶後、会員総数 4 2 名のうち、本日の出席者は 3 1 名で過半数に達したので、本総会は成立する旨を宣した。
議 長	議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、鶴田町長 相川 正光 氏、佐井村長 樋口 秀視 氏の両名を指名し、会議日程を本日より一日とすることにそれぞれ決定した。
議 長	議案審議に入る旨を告げ、各議案とも要点の説明のみにとどめるよう事務局に対し指示した。
議 長	本総会の提出議案である議決事項 1 5 件を一括上程し、これを適宜分割のうえ審議することの了承を得て、補正予算関係である議案第 1 号令和元年度診療報酬審査支払特別会計補正予算の件、議案第 2 号令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算の件、以上 2 件について、事務局に説明を求めた。
奈 良 事 務 局 長	事務局長の奈良から、本日配付の資料No. 1 で説明したい。 議案第 1 号及び第 2 号の補正予算案は、提案理由が 2 つの議案に跨っているものもあることから、本資料に取りまとめの上、簡潔に説明したい。 1 頁をご覧願いたい。 提案理由は 3 点ある。 1 点目は、審査の高度化等に関する予算補正である。 理由の①として、国保中央会と被用者保険の審査を扱う社保支払基金が、国の意向を受け共同開発しているレセプトオンライン請求システムに、BRMS という新しい仕組みを導入することが打ち出された。 これが正式に決定されると、各国保連には多額の負担が

求められるので、②のとおり、それに備えるため、関連する国保の診療報酬審査支払特別会計においては2,036万3,000円、後期高齢者医療事業関係特別会計においては1,545万6,000円を、それぞれ前年度繰越金を財源にICT積立資産を積み増したいという主旨である。

2点目は、消費税納付額の増加に伴う予算補正である。

国の指示により導入した情報集約システムに係る運用委託料の新設と、同システムの調達終了による課税支出の減少により、平成30年度消費税確定額が予算措置額を上回ったため、関連する国保の診療報酬審査支払特別会計において、前年度繰越金を財源に不足額113万円を公課費に追加したいというものである。

3点目は、国保中央会に派遣している職員に係る派遣経費への課税対応である。

これまで解釈が定まっていなかった、全国の国保連合会が国保中央会に派遣している職員の帰省旅費等への課税については、「源泉徴収の対象となる」との見解が国税庁から正式に示されたので、国保の診療報酬審査支払特別会計において、前年度繰越金を財源に追加納付額32万8,000円を公課費に追加したいというものである。

2頁には、只今説明した内容を会計毎に整理して載せており、3頁は各会計補正予算の総括表である。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第1号及び第2号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に議案第3号令和2年度事業計画の件について、事務局に説明を求めた。

舛甚常務理事 常務理事の舛甚である。

令和2年度の事業計画について、資料No.2に基づき説明したい。

表紙には大きく分けて全部で7点記載している。

1頁をご覧願いたい。

第1点目は、国保関連制度の改善対策である。

(1) の保険者努力支援制度の抜本的な強化についてであるが、この制度は平成30年度から本格実施され、県や市町村の医療費適正化や健康づくり等の運営努力に応じて総額1,000億円が競争配分されている。

令和2年度の政府予算案では更に500億円増額し、人生100年時代を見据えた予防・健康づくりをより強力に推進するものである。

増額される500億円の内訳は、右側の上の図の①予防・健康づくり事業費として200億円を割り当て、現在国庫補助事業として実施しているその上に記載の「国保ヘルスアップ事業」と統合する形で交付されるので、事業経費への支援部分が総額250億円規模に見直される。

残りの300億円は事業費に連動して配分するというところで、左側の図の一番上の事業スキームの②の※印に記載のとおり、「既存の予防・健康づくりに関する評価指標に加え、①の予防・健康づくり事業を拡大することにより、高い点数が獲得できるような評価指標を設定し配分する」ということである。

この300億円は、これまでの交付金と同様に納付金の減額に充てることができるので、予防・健康づくり事業への取組が国保財政の健全化に更に直接的に関わってくることになる。

一番下の(2)新規500億円増分の交付金獲得に向けた市町村の取組への本会の支援についてであるが、①の国保ヘルスアップ事業は、市町村において「特定健診未受診者対策」、「特定保健指導未利用者対策」などの生活習慣病予防対策や「糖尿病」などの重症化予防対策を実施するとともに、国保連合会に設置の保健事業支援・評価委員会を活用した事業展開が求められている。

本会としては、国保データベースシステム、略称でKDBシステムと呼んでいるが、その利活用の促進に努めるとともに、市町村が実施する健康づくり事業への支援を引き続き実施していきたい。

②の効果的なモデル事業については、市町村は県からモデル市町村の指定を受け、先進的な保健事業として医療費分析を行ったうえで「保健指導」や「重症化予防」など、県との協働による事業展開も検討することとされている。

このモデル事業を実施すると、さらに交付金が増え、それに伴い、評価指標も上がる形になると思う。

本会としては、県及び市町村の取組状況を踏まえ、それに対応した支援策を検討したいと考えている。

2頁をご覧願いたい。

(3)は既存の市町村分500億円の交付金獲得に向けた市町村の取組への支援である。

令和2年度に交付される市町村分の交付金の評価指標は、点数配分の高い順に下の表の黄色で網掛けしている「後発医薬品の使用割合」、「糖尿病等の重症化予防の取組」、「保険税収納率」などとなっており、これらの事業に対する重点的な取組の強化が市町村に求められるところである。

この評価指標は毎年見直されることになっているが、本会としてはこれまで同様、ジェネリック医薬品の使用割合の向上に向けた差額通知書の作成・発送業務や糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者抽出などに活用できるKDBシステムの利活用の促進、保険税収納率や特定健診実施率の向上関係の広報を実施し、市町村を支援していきたいと考えている。

3頁をご覧願いたい。

第2点目は、共同処理業務の推進についてである。

市町村国保事務の効率化・広域化等に向けた本会の主な取組をまとめたもので、本年度同様、①の保険者事務の共同実施をはじめ、保険者努力支援制度に関連する②の医療費適正化、③の収納対策、④の保健事業関係業務を推進することとしている。

ここで資料に記載していないが、左上の①の保険者事務の共同実施の中で、項番9「結核・精神に係る医療費の特別調整交付金交付申請支援」があるが、これは結核・精神

の医療費が多額になると、その分、特別調整交付金が国から交付されるというものである。

市町村では、一昨年まで申請事務が難しいということではなかなか申請出来ていなかったが、連合会で共同処理として数値を出していただきたいとの依頼を受け、昨年度から実施している。

昨年度は13市町村で平成29年度と30年度の2年間分を申請した結果、総額1億9,400万円の財政効果があった。

元年度分は現在作業中であるが、11市町村で1億4,400万円程の財政効果となる見込みである。

4頁をご覧願いたい。

理事長の挨拶にもあったオンライン資格確認等システムの導入準備についてである。

国では来年の3月からマイナンバーカードの提示により、医療機関での受診が可能となるよう準備を進めている。

図の赤い線で囲んでいる、本会の「国保情報集約システム」を経由してマイナンバー関係を取り扱うことになるので、本会では情報セキュリティに関する外部認証を新年度内に取得にできるよう万全の体制で取り組むこととしている。

5頁をご覧願いたい。

第3点目は、国保と後期の医療費の審査支払業務の推進についてである。

水色の棒グラフの国保の支払額は、元年度は1,004億円と見込んでいるが、加入者が減少しているので決算すれば前年度を下回るものと思っている。

一方、ピンク色の後期は加入者数及び医療費ともに徐々に増加している。

審査委員会と連携し、適正審査に努めることとしている。

6頁をご覧願いたい。

第4点目は、保健・医療・福祉対策の推進である。

昨年11月に平成30年度分の特定健診実施率の速報値

が公表された。

県平均が38%と前年度に比べ0.9ポイント増加している。

次の7頁は特定保健指導の実施率で、これも1.8ポイントの増となっている。

まだ、全国平均が示されていないため比較は出来ないが、市町村の実施率引き上げのための支援に、引き続き取り組んでいきたい。

8頁をご覧願いたい。

新年度から実施される高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についてである。

この事業は、高齢者が国保から後期、あるいは介護保険へと適用する制度が変わっても切れ目のない保健事業を実施するため、中段右側の黄色い囲みに記載のとおり、市町村が後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、保健事業と介護予防を一体的に実施するというものである。

右下の赤い枠の部分であるが、国保連合会に対しては、取組事例の収集やデータ分析手法の研修会を開催し、KDBシステムの利活用を促進することが求められている。

本県においては既に県、後期高齢者医療広域連合、本会の三者による打ち合わせ会を昨年5月から毎月開催しており、この事業が円滑に推進できるよう準備を進めている。

また、来年度からこの一体的実施を行う15市町村に対して、県並びに連合会で支援していききたいと考えている。

9頁をご覧願いたい。

(3)は、ビッグデータを活用した保険者機能の強化に向けた取り組みである。

本会では、図の真ん中にある健診・医療・介護のデータを活用した情報を各市町村に提供している。

KDBシステムでは、例えば「医療機関にかかっているが健診は受けていない、しかし、介護サービスは受けている」というような、個人毎に紐づけたデータを提供しており、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にも活用さ

れることになっているので、市町村での利活用の促進に努めるとともに、機能の充実に向けて国保中央会とも連携していきたい。

10頁をご覧願いたい。

第5点目は、介護保険の関連業務についてである。

本県の介護給付費の支払状況は、制度がスタートした平成12年度は年間520億円だったが、20年目になる令和元年度は約2.5倍増の1,338億円になる見込みである。

11頁をご覧願いたい。

介護保険における財政的インセンティブの強化についてである。

国の①「保険者機能強化推進交付金」は平成30年度に創設され、総額200億円を県90億円・市町村110億円、それぞれ交付しているが、令和2年度の政府予算案では、さらに200億円を追加し、国保と同じような「保険者努力支援交付金」を新設することで財政的なインセンティブを強化し、介護予防・健康づくりを推進するものである。

12頁をご覧願いたい。

(3)は、既存の交付金の獲得に向けた市町村の取組への支援についてである。

令和元年度における市町村分の評価指標のうち、点数配分の高いものは、真ん中の枠で黄色い網掛けをしている「地域包括支援センター」、「在宅医療・介護連携」、「介護予防・日常生活支援」、「介護給付の適正化」となっており、これらの事業に対する重点的な取組の強化が求められる。

上の枠の中程のただし書部分であるが、この交付金も評価指標は毎年見直されることとなっており、本会では介護予防への支援として住民主体の通いの場に関する相談・助言に加え、介護給付の適正化への支援として、ケアプラン点検に用いる分析情報の提供や介護給付費通知の作成業務などを引き続き実施することとしている。

高い得点を取っている市町村に聞いたところ、マンパワー不足でなかなか出来ない部分もあるが、地域包括支援センターの配点が多いので、そこに注力しているという話であった。

一番下の（４）は、新設の保険者努力支援交付金の獲得に向けた市町村の取組への支援についてである。

この交付金の評価指標は現在検討中とされているが、現段階での国の説明によると、①の施策・事業の実施による効果・成果を評価する指標と②の施策・事業の過程を評価する指標で構成する予定とされている。

どちらの指標にも盛り込まれている、アンダーラインを引いている「通いの場」に関する取組に重点が置かれるようである。

国では、この「通いの場」の効果を高く評価しているようで、何とかこれを進めていただきたいとこのことのようにある。

本会としては、引き続き相談・助言などで支援したいと考えている。

13頁をご覧いただきたい。

第6点目は、障害者の給付関連業務についてである。

（１）の障害者分、（２）の障害児分とも年々増加している。

審査支払業務の円滑な運営に努めていきたい。

14頁をご覧いただきたい。

第7点目は、医師確保対策事業である。

この頁は医師修学資金支援事業の修学生の年度別推移である。

右端の元年度であるが、青い色の274名は「一般枠」と「学士枠」の人数である。

赤い色の76名は、町村部等での勤務が厳格化されている「特別枠」である。

本年1月1日現在の支援修了者を含めた修学生の合計は350名である。

15頁をご覧願いたい。

この事業に係る規則等の改正についてである。

これは弘前大学医学部の地域枠の入学要件が変更となることに伴い、規則等を改正するものである。

その概要であるが、「1」の対象者は特別枠、一般枠とも従来は本県出身者であれば一般入試で合格した学生であっても貸し付けすることができたが、今後はAO入試の青森県内枠で入学した学生27名が必ず修学資金を借りることに変更になる。

また、学士枠3名については青森県内出身者に限定することとしている。

「2」の返還免除要件に関しては、これまで①の特別枠のみとしていた地域医療支援センターへの登録を、②の一般枠及び③の学士枠にも必須とするとともに、卒業後の県内指定医療機関での勤務年数についても②の一般枠を見直し、全ての貸与者が支援期間の1.5倍に変更となる。

さらに、①の特別枠に関しては、町村部施設で需要が多い内科、外科、整形外科、総合診療科の医師として勤務することも追加される。

現在、県と弘前大学との間で書類の提出方法など事務手続きについて、規則の条文を含め調整中で、令和2年4月施行となることから、理事長専決で対応することをご了承願いたい。

事業計画の説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第3号は原案どおり決定する旨宣した。

議長 次に予算関係である議案第4号令和2年度一般会計予算の件から第14号令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算の件までの計11件について、事務局に説明を求めた。

奈良事務局長 予算案は、議案書で180頁にわたっていることから、要点を簡潔に説明するための資料を用意したので、本日配付の資料No.3「令和2年度本会予算(案)説明資料」を準

備願いたい。

1 頁をご覧願いたい。

はじめに、予算総括表である。

議案第 4 号の一般会計から 1 番下の第 1 4 号特定健診関係特別会計までの合計額は 4, 7 6 3 億 9, 7 8 1 万 8, 0 0 0 円で、前年度に比べ 6 0 億 6, 0 8 6 万 9, 0 0 0 円の増である。

続いて、各会計の予算概要を説明したい。

2 頁をご覧願いたい。

この資料の構成であるが、左から議案番号、会計区分、その右隣りに歳入面での前年度予算との比較・説明、二重縦線を挟み、一番右が歳出面での前年度予算との比較・説明である。

それぞれ主な増減理由は赤字で表記している。

まず、議案第 4 号は一般会計の予算である。

会計の名称の下に負担金の賦課基準額を記載しているが、一般負担金・平等割は 1 保険者当たり 2 0 万円、被保険者数割は 1 人当たり 2 5 4 円で、いずれも据え置くこととしている。

歳入歳出の状況は千円単位で記載しているが、合計額以外は万円単位で説明したい。

歳入 1 款・負担金は、被保険者数の減少が今後も続く見込みであることから 3 0 6 万円の減額としている。

5 款・繰越金は、令和元年度決算見込みをもとに 6 2 0 万円の増を見込んでいる。

歳出 2 款・総務費は、1 3 5 万円の増額である。

理由欄の下から 2 つ目に新たに情報セキュリティ対策強化経費 6 4 万円を見込んでいるが、これは、オンライン資格確認の開始により外部機関による情報セキュリティ認証を取得する経費で、今回各会計に按分して予算措置している。

3 款・事業費は人件費の減少が主な要因で、前年度比 4 9 0 万円の減である。

4款・積立金は、500万円増の800万円である。

平成30年度に国保審査会計の赤字補填のため繰り出した3,953万円の積戻し分である。

以上で、一般会計の合計額は前年度比163万2,000円増の1億3,426万6,000円である。

3頁をご覧願いたい。

議案第5号は国保の医療費関係を経理する診療報酬審査支払特別会計の予算である。

まず、運営費を経理する業務勘定である。

審査支払手数料の単価は83円76銭で据え置きとしている。

歳入面であるが、1款・手数料は、レセプト件数の大幅な減少が見込まれており、前年度比2,401万円の減である。

2款・国庫支出金は2,453万円の減で、KDBシステム機器更改への国庫補助が終了したことによるものである。

5款・受託事業収入は646万円の減であるが、これもレセプト件数と被保険者数の減少により各業務委託料とも減少することによるものである。

続いて歳出関係では、1款・総務費は前年度に比べ2,514万円の減である。

理由欄の5つ目のマルの国庫補助対応した「KDBシステム」をはじめ、各種機器更改が終了したことが主な要因である。

5款・積立金は188万円の増である。

新たなシステム経費負担に備えるため、ICT積立金を積み増すこととしている。

以上で、業務勘定の合計額は前年度比2,283万9,000円減の6億8,886万3,000円である。

4頁をご覧願いたい。

この特別会計には、業務勘定のほかに4つの支払勘定がある。

支払勘定は、医療費等を保険者から受け入れ、医療機関

などに支払う通過勘定である。

一番上は国保の医療費分で、合計額は前年度比14億2,176万円減の1,030億8,556万3,000円と見込んでいる。

その下は、難病や乳幼児医療など20項目の公費負担医療を経理している勘定で、合計額は前年度に比べ3億9,865万3,000円減の38億1,545万7,000円としている。

その下は出産育児一時金等支払勘定で、合計額は前年度に比べ5,040万円減の5億402万円である。

一番下は、国の風しん追加対策に係る抗体検査・予防接種費用を経理しているものである。

令和2年度は国が「受診対策を強化する」としているので、合計額は前年度比7,545万2,000円増の5億2,577万9,000円を見込んでいる。

5頁をご覧願いたい。

議案第6号は職員退職手当特別会計である。

歳入の増減理由欄にあるように、定年退職者1名への退職金支払いと積立計画に基づく各会計からの繰入金により、令和2年度末の保有額は前年度比216万円減の1億1,620万9,000円となる見込みである。

議案第7号は国保新聞等特別会計である。

国保新聞や参考図書の市町村への斡旋、さらに市町村が使用するパソコンのリース料などを経理する会計で、合計額は前年度に比べ472万6,000円増の9,882万3,000円である。

次に、議案第8号は第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計である。

この会計は、交通事故などでかかった医療費を市町村等に代わって保険会社や加害者から求償し、当該市町村等に送金しているもので、令和2年度の取り扱い額は前年度に比べ3,000万円増の3億3,000万円を見込んでいる。

続いて、議案第9号はレセプト電算処理システム準備積立金特別会計である。

この会計は、社保支払基金と国保中央会が行っているシステム共同開発経費に充てるものである。

手数料の単価は国が定めており、1件当たり68銭で前年度同額である。

市町村から受け入れした手数料全額を国保中央会に特別分担金として拠出することになっており、合計額は前年度に比べ8万1,000円減の383万6,000円である。

6頁をご覧願いたい。

議案第10号は介護保険関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、審査支払手数料単価は71円で据え置きである。

歳入1款・手数料は519万円の増である。

これは主に、介護事業所等がインターネット請求する際に必要な電子証明書の発行が増える見込みのため、その手数料の増分で、これはそのまま認証機関に支払うものである。

5款・繰入金は1,510万円の減である。

令和元年度に機器更改に合わせて行った繰り入れが不要となるものである。

歳出面では1款・総務費が1,104万円の増である。

これは、電子証明書発行手数料の認証機関への支払い分の増が主な要因である。

4款・国保中央会負担金は924万円の減である。

機器更改終了により、システムを共同運用している国保中央会への負担金が減少するものである。

以上で、業務勘定の合計額は前年度に比べ394万1,000円減の2億1,165万7,000円である。

続いて、その下は介護給付費の支払勘定である。

介護給付費は前年度比0.5%程度の伸びと見込み、合計額は前年度に比べ6億8,400万円増の1,404億9,639万7,000円としている。

その下の公費負担医療支払勘定は、毎年支払額がほぼ固定化しているのので、合計額は前年度同額の18億8,329万5,000円としている。

7頁をご覧願いたい。

議案第11号は障害者総合支援法関係の特別会計である。業務勘定であるが、審査支払手数料単価は160円の据え置きとしている。

歳入1款・手数料は425万円の増で、理由欄にあるとおり障害レセプトの伸びが見込まれている。

一方、歳出面では1款・総務費が513万円の増である。

これは主に、元年度に機器更改したシステムの関連経費で、データ移行作業等によるものである。

以上で、業務勘定の合計額は前年度に比べ815万円増の5,422万2,000円である。

その下は障害介護給付費の支払勘定である。

障害給付は前年度比9.2%と大きな伸びが見込まれており、合計額は前年度に比べ32億2,560万円増の383億103万7,000円としている。

その下の障害児給付費は18歳未満の給付費で、こちらも大きく伸びる見込みであることから、合計額は前年度に比べ9億3,600万円増の53億6,407万9,000円である。

続いて、議案第12号は医師確保対策事業特別会計である。

この会計は歳出から説明したい。

歳出1款・事業費が令和2年度の学生への修学資金支援費で、前年度比152万円減の1億4,365万3,000円となっている。

これを歳入の1款・市町村の負担金と2款・県支出金でそれぞれの負担割合に応じて拠出するものであるが、市町村負担金には4款・繰越金が充当されるので、1款・負担金は前年度比992万円減の1,985万円となる。

なお、繰越金の電気事業連合会寄付金に係る未調整分

1, 150万6, 000円について、同連合会より市町村の負担軽減に活用するよう指示があったため、今回、市町村負担金に全額充当するものである。

以上で、この会計の合計額は、前年度比1, 838万3, 000円減の1億4, 365万6, 000円である。

8頁をご覧願いたい。

議案第13号後期高齢者医療関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、審査支払手数料単価は69円17銭の据え置きである。

歳入面では、3款・広域連合からの受入金が322万円の増である。

これは広域連合からの各種業務の委託料であり、電算処理システムが更新されたための保守料の増額分等が主な要因である。

6款・繰越金が1, 324万円の増となっているが、これは、元年度に行った機器更改の経費が国保中央会の一括調達により削減されたことによるものである。

続いて、歳出面では、1款・総務費が186万円の増である。

これは、元年度に行った機器更改経費が不要となった一方で、理由欄の下から3つ目の法改正によるOCRシステム改修などが新たに必要となったことによるものである。

6款・積立金は1, 804万円の増であるが、これは、今後のシステム経費負担に備えるため、ICT積立金を積み増しするものである。

以上で、業務勘定の合計額は前年度に比べ2, 309万6, 000円増の7億8, 254万2, 000円である。

その下は後期高齢者に関する医療費を経理している支払勘定である。

医療費の伸びを考慮し、合計額は前年度に比べ30億円増の1, 774億8, 020万3, 000円としている。

一番下は公費負担医療の支払勘定で、高齢者の15項目の公費負担医療費を経理しており、合計額は前年度に比べ

3,780万円増の5億3,963万6,000円である。

9頁をご覧願いたい。

議案第14号は特定健診関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、手数料は190円で据え置きである。

この会計においては、令和元年度に国庫補助を受け、全国一斉に処理システムの機器更改が行われたので、明年度については、その予算が歳入歳出ともに不要となることから、業務勘定の合計額は前年度に比べ3,776万7,000円減の3,752万1,000円である。

その下は国保被保険者の特定健診等費用の支払勘定で、加入者の減少の影響により、合計額は前年度に比べ4,560万円減の11億6,463万8,000円を見込んでいる。

一番下は後期高齢者の健診費用の支払勘定である。

合計額は前年度に比べ3,600万円増の6億3,611万9,000円である。

最後に10頁をご覧願いたい。

積立金の状況である。

只今説明した各会計の積立計画による令和2年度末の保有額見込みは、下から2つ目の8番合計額欄で、前年度に比べ6,307万1,000円増の3億4,808万3,000円の見込みである。

予算関係の説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第4号から第14号までの計11件の議案は、原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、議案第15号理事の補充選任の件について、事務局に説明を求めた。

奈良事務局長 議案書の205頁をご覧願いたい。

議案第15号は理事の補充選任の件である。

本会の理事については、現在、県町村会推薦理事が1名欠員となっている。

このため、先般、県町村会から推薦のあった野辺地町長野村秀雄さんを「本会役員を選任方法等に関する規則」に基づき選任いただきたいという主旨である。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第15号は原案どおり決定する旨宣した。

議長 全議案の議了を宣した。（とき：14時21分）

高樋副理事長 閉会挨拶。（とき：14時22分）

中田総務課長 総会日程の終了を告げた。

上記第148回通常総会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月6日

議長

吉田豊

令和2年3月11日

相川正光

議事録署名者

令和2年3月18日

樋口秀視

同上

第148回通常総会・理事長挨拶文

とき 令和2年2月21日 午後1時30分
ところ アップルパレス青森 3階「ねぶたの間」

皆様こんにちは。

理事長を務めます、青森市長小野寺晃彦でございます。

第148回を数えます通常総会開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には、明年度予算議会と大変お忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

私からは冒頭3点、ご挨拶を兼ねてご報告申し上げたいと思います。

第1点目は、平成30年4月から施行になりました、新しい国保制度でございます。

青森県、そして市町村の皆様のご努力によりまして、順調に運営され、間もなく3年目を早迎えようとしております。

本会としても、県から委託されております「国保事業費納付金」算定業務について、万全を期して参りたいと存じます。

また、来年3月から、マイナンバーを活用した「オンライン資格確認」が開始されると聞いてございます。

この新しい仕組みは、市町村の国保事業運営にも大きく影響して参りますので、本会に設置されます関連システム整備など、円滑なスタートに向けた準備に、細心の注意を払って参ります。

第2点目は、令和2年度の本会の事業運営についてでございます。

まず、本会の主要業務でございます、医療・介護・障害関係の審査支払業務について、各審査委員会ご協力のもと、適正運営に努めて参ります。

また、明年度の政府予算案の中で、国保の「保険者努力支援制度交付金」が、大幅に増額されると承知しております。

介護保険においても同様の交付金が新設されます。

市町村の運営努力に対するインセンティブが、さらに拡充されるとのことですので、これら交付金の獲得に向け、介護予防、健康づくり事業、さらに医療費適正化対策事業への支援を、これまで以上に充実して参ります。

第3点目に、予算関連でございます。

国保加入者の急激な減少により、国保審査支払手数料収

入は、年々大きく落ち込んでおりますけれども、これまでに以上に経費節減、また、事業の効率化に努め、一般負担金・各審査支払手数料とも、本年度、現行どおり据え置く形で編成しております。

ご案内のとおり、本日総会では令和2年度の事業計画、予算案についてご審議を賜るわけですが、国が今打ち出しております「全世代型社会保障」の構築に向けた施策、こうしたものにも対応して国保連合会は、予防・健康づくり分野の市町村支援強化に努めて参りますので、どうか県内市町村の共同体として、その負託に応えるべく努めて参ります。

慎重ご審議のうえ、皆様にはご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶いたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。